清泉女学院短期大学研究紀要に関する規程

(目的)

第1条この規程は、清泉女学院短期大学(以下「本学」という。) 教員の研究成果を公表する研究紀要(以下「紀要」という。) を発行するために、紀要編集委員会(以下「委員会」という。) の設置および紀要投稿と発行に関するガイドラインを定めたものである。

(委員会の構成)

- 第2条委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。
- 2委員長及び委員は、学長が任命する。
- 3委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

(内容)

- 第3条委員会は次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 紀要の発行に関する事項
- (2) 紀要の投稿・掲載に関する事項

(紀要の発行)

- 第4条紀要の発行と掲載については次のとおりとする。
- (1) 紀要の発行は、原則として毎年1回発行するものとする
- (2) 投稿原稿の掲載採否は、本学「研究倫理規程」に基づき紀要編集委員会で行う

(投稿資格)

- 第5条紀要に投稿できる者は、次のとおりとする。
- (1) 本学専任教員
- (2)本学専任教員と共同研究した研究者
- なお、この場合、本学専任教員と連名とする。

(原稿の種類)

- 第6条紀要に投稿できる原稿は、次の分類によるが、いずれの場合も未発表の原稿で査読を受けることを要する。
- (1)論文:専門分野の研究調査論文
- (2)総説:専門分野にとらわれない評論
- (3)研究ノート:論文準備段階のノートや実験・調査資料・教授法等の考察報告
- (4)作品・発表報告:出展・演奏・実技・講演・出版等に関する記録・報告
- (5) 書評:原則として、当該年度中に発表された著書の批評

(出版権利用の許諾)

第7条原稿を投稿するものは、清泉女学院短期大学に対し、当該原稿に関する出版権の利用につき許諾するものとする。

(論文等の電子化及び公開)

第8条掲載された論文等は、原則として電子化し、清泉女学院リポジトリ上に公開する。 ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、 その旨、文書によって申し出、当該論文の電子化・公開を拒否することができる。